

# 与野下落合サッカースポーツ少年団 入団ガイダンス

## 1. 服装

- 1) 練習着 …… 入団時に団からご購入いただきます。  
※「あいさつ日本一」ワッペンを左袖に縫いつけていただきます。  
※別途ご注文のご案内をいたします。(3,710円/着)
- 2) パンツ …… 白のサッカーパンツを各自ご用意ください。  
※プーマ・ブランド(プーママークは黒色)  
※練習時及び試合時に同じものを着用します。
- 3) ストッキング …… 白ベース・赤ラインを各自ご用意ください。  
※公式戦：アディダス3本ライン赤。  
※練習試合・通常練習：アディダス3本ライン赤以外も可です。
- 4) シューズ …… 足のサイズに合ったサッカー用のトレーニング・シューズを各自ご用意ください。  
※スパイクやフットサルシューズではありません。

## 2. 持ち物

- 1) ボール入れ …… サッカー用リュックを各自ご用意ください。  
※グラウンドと自宅の往復時はお子さんの手にボール等の持ち物を持たせないようにしてください。
- 2) すね当て …… サッカー用すね当て(子ども用)を各自ご用意ください。
- 3) 水筒 …… 1リットル程度入る軽い素材のものを各自ご用意ください。  
※練習には必ず水筒を持たせてください。  
※中身には水又は麦茶を入れてください。
- 4) ボール …… キッズ及び1年生には団から4号軽量球を貸与します。  
※1年生(夏休み以降)：4号球・縫いボール・検定球を各自ご用意ください。(見づらくなりますので黒系のボールは避けてください。)
- 5) その他 …… 常時汗拭き用タオルやティッシュをご用意ください。

## 3. その他

- 1) 服・持ち物には必ず名前(苗字。ボールには「与野下落合+苗字」)をご記入ください。
- 2) 別紙「保護者の皆様へ」「交通安全関連の注意事項」をご確認いただき、練習会場等への移動方法や自家用車の使用方法その他の注意事項等をご理解ください。

### 与野下落合サッカースポーツ少年団 公認・公式ホームページのご案内

PC用 <http://yono-shimoochiai.sakura.ne.jp/>

携帯用 <http://yono-shimoochiai.sakura.ne.jp/keitai.html>

- ・スタッフ専用BBS(パスワード□□□□□)→試合、練習等の情報が随時書き込まれます。こまめにチェックしてください。
- ・試合練習予定・試合結果掲示板・与野下落合伝言板 等

# 保護者の皆様へ

(必ずご確認ください)

## 1. 練習時間

	土曜日		日曜日
	3月～10月	11月～2月	通年
キッズ・1年・2年	8:00～ 9:30	8:30～10:00	13:00～14:30
3年・4年(Cチーム)	8:00～10:00	8:30～10:30	13:00～15:00
5年(Bチーム)・6年(Aチーム)	10:00～12:30	10:00～12:30	15:00～17:30

- 野球部との入れ替えのため、土曜日の練習は12:30までに完全撤収すること。  
また、日曜日の練習は12:50より早く来ない、13:00までボールを蹴らないこと。
- 土・日以外の祝日は、基本的に休みとするが、試合や練習が入る場合もあるので注意すること。
- 試合のため、下落合小学校集合時間が朝8時前の場合は、荷物の積み込みは前日に行うこと。  
また、朝8時前の集合時には、近所迷惑にならないよう、静かに行動すること。
- 遠征時はトイレ、昼食等やむを得ない場合以外は施設から出ないこと。  
また、遊具で遊ぶ、大声を出して騒ぐことのないように注意すること。
- 夕練については、次のとおりとする。
  - ・対象者：5～6年（4年は監督から別途指示があった団員）
  - ・練習日：毎週 火・水・木曜日 17:00～18:45(後片付け 18:45～19:00)
  - ・雨天時：中止
  - ・その他：夕練参加者は団が用意する反射材を着用すること(年度末回収のため、紛失に注意)。

## 2. ユニフォーム管理

- 代表又は学年ユニフォームは団の貴重な財産なので、大切に取り扱い、絶対に紛失しないこと。

## 3. 備品・消耗品管理

- 少年団の備品等は大切に使用し、使用後は速やかに倉庫に返却すること。  
(濡れたり、汚れたりした物は、必ずきれいに拭いて返却すること。  
また、備品等が破損した場合は、速やかに団に報告し、指示を受けること。)
- 他学年の備品を借りる場合は、必ずその学年のお世話係に連絡をしてから借りること。
- 軽量球の貸し出しをしている学年(1年、キッズ)は、貸出球の管理をすること。
- 感染防止対策として、当面、ビブスは学年管理(又は個人管理)とするので、絶対に紛失しないこと。
- ビブス使用後は、学年(個人管理の場合は各団員の家庭)において洗濯をすること。

## 4. トイレ掃除

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4年	4年	3年	2年	2年	1年	4年	4年	3年	2年	2年	1年

- 土・日曜日を基本に毎週行うこと(平日でも可)。
- 運動会の週は前日に行うこと。
- トイレの備品が無くなった時は、学年お世話係から学年担当に連絡すること。

## 5. 練習会場等への移動方法

	下落合小学校への移動時	八王子グラウンドや中央区内の小学校等への移動時
5・6年生	○徒歩又は自転車使用 (自転車保険に加入済み、ヘルメットを着用する)	○自転車使用(保護者の付添い無しも可) (自転車保険に加入済み、ヘルメットを着用する) ○保護者の送迎(自家用車)
1～4年生	○徒歩 ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・下落合小学校の学区外からの移動である ・自転車保険に加入済みである ・団員は必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が付添う (自転車使用希望者は事前申出)	○保護者の送迎(自家用車) ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・遠征先に対して学区外から移動である ・自転車保険に加入済みである ・団員は必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が必ず付添う ただし、4年生は自転車運転免許教室終了後、団員の自転車使用可とする(保護者の付添いで可) (自転車使用希望者は事前申出)
キッズ	○保護者の送迎 (徒歩又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車) (学区外居住者は自家用車使用も可)	○保護者の送迎 (自家用車又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車)
留意事項	○自転車使用希望者の事前申出は、年度当初(又は入団時)及び変更に応じて随時、団員保護者から学年お世話係を通じて代表に報告する(代表がとりまとめの上、執行部で共有)。 ○自転車保険加入は義務であり、加入状況の確認は不要(事故発生時は団員保護者の責任)とする。 ○自転車幼児用座席に乗車させる場合は年齢制限(小学校就学前まで＝6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)に注意すること。 ○団員の自転車使用で「団員保護者が付添う」とある場合は団員本人の保護者が付添うこととし、「保護者の付添い」とある場合は複数の団員に対し数名の保護者が車列の前後に付添うこととする。	

- 自宅から下落合小学校間の移動は、原則として児童の通学路を通ること。  
(下落合小学校児童以外の団員は、これに準じて決められた道を通ること。)
- 自転車は下落合小学校校門前で下車し、学校敷地内は手で押すこと。
- 団員、保護者、指導者の自転車駐輪場所は中庭とし、奥から整然と停めること。
- 自家用車での移動は、現地の駐車場を考慮し台数を少なめにする。  
(台数制限を必ず守り、台数制限がない場合は、原則5台を上限とすること。)
- 下落合小学校での乗降の際は、学校敷地内で行うこと(路上駐車を厳禁)。

## 6. その他の注意事項

- 練習や試合を欠席するときは、お世話係又は指導者に連絡すること。
- 練習や試合終了後は、残って遊んだりせず、まっすぐ帰宅すること。
- ボールは必ずリュックに入れて移動する(自転車のかごや手持ちは事故につながるため厳禁)こと。
- 水筒の中身は水又は麦茶(夏季は熱中症予防対策を考慮した中身も可)とすること。  
(八王子グラウンド及びその他の天然芝、人工芝グラウンドでは水とすること。)
- 団員の自主性を高める為、学年に応じてできることは自分でさせること。
- 試合中、練習中の保護者の応援は、指導者の指導の妨げにならないよう気をつけること。  
(団員の失敗を責めたり、指示をしたり、指導者の許可なくグラウンドに入らないこと。)
- 休団又は退団をする場合は、学年お世話係を通じて指定様式にて届け出をすること。
- 倉庫の鍵は団で管理する。持ち帰ったり紛失しないように注意すること。

与野下落合サッカースポーツ少年団 関係各位

与野下落合サッカースポーツ少年団  
団 長 近 藤 裕 司

## 交通安全関連の注意事項（一部改正）

関係各位には、日頃より少年団活動に対しご理解ならびにご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、交通安全等につきましては、既にホームページ等でもお知らせしているほか、役員、指導者から機会ある毎に徹底しているところですが、交通事故はちょっとした気の緩みから発生してしまうことがありますので、今一度交通安全等につきまして、ご家庭でご確認していただきますようお願いいたします。

なお、自転車使用上のルールを守らない（守れない）団員については、交通安全の意識欠如とみなし、学年指導者の判断で、自転車使用を禁止することがあることを申し添えます。

また、自転車、バイク、自家用車の駐車方法、学校施設使用上の注意についてもご確認いただくよう併せてお願いいたします。

### 1 自転車利用上の注意

自転車の交通違反は罰則の対象となりますが、それ以前に自転車利用者の安全確保の点から、「自転車安全利用五則」を守り、決められた場所を一定スピードを控えめに安全走行していただきますようお願いいたします。特に、大人は子どもの見本となっていることを常に意識して自転車等を運転するとともに、子どもに対して自転車の安全利用を徹底してください。

#### ○自転車安全利用五則（平成19年7月10日警察庁交通対策本部決定より）

##### ①自転車は、車道が原則、歩道は例外

- ・自転車は、道路交通法上、軽車両と位置付けられています。

そのため、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。

ただし、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、道路標識や道路標示によって歩道を通行することができることとされているとき、車道や交通の状況から通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ないとき等は歩道を通行できます。

##### ②車道は左側を通行

- ・自転車は、道路の左側の端に寄って通行しなければなりません（右側通行は禁止です）。

##### ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- ・歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。

また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止をしなければなりません。

##### ④安全ルールを守る

- ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ・夜間はライトを点灯

##### ※夕暮れ時は早めにライトを点灯

一日の交通事故の発生状況を時間帯別にみると、夕暮れ時から夜間にかけて発生件数が急激に増加する傾向が見られます。自転車を運転するときは、早めにライトを点灯しましょう。また、明るい色の服装を着用したり、反射材を身に付けるなどして、自分の存在を周囲にアピールしましょう。

- ・交差点での信号、一時停止標識は必ず守ってください。

また、狭い道から広い道に出るときは、必ず徐行して安全確認をしてください。

##### ⑤子どもはヘルメットを着用

- ・児童・幼児の保護者の方は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。
- ・児童・幼児以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。

#### ○傘さし・携帯電話・イヤホン等の禁止

①傘をさしたり、物を持ったりなど安定を失うおそれがある方法で自転車を運転してはいけません。

②自転車を運転するときは、携帯電話を持って通話や操作、又は画面を注視してはいけません。

③イヤホン等を使用するなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で自転車を運転してはいけません。

※埼玉県では、「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車損害保険等への加入を義務化しました（平成30年4月1日施行）。また、自転車事故による死者数が全国ワースト上位で推移するなど、自転車事故対策が喫緊の課題となっていることから、自転車利用者の命を守るため、子どもや高齢者を中心にヘルメット着用の推進を強力に進めています（詳しくは埼玉県HP等を参照）。

## 2 練習会場等への移動方法

○1～4年生の自転車使用の扱いを次のとおり変更します(令和4年4月から適用)。 (アンダーライン:変更点)

	下落合小学校への移動時	八王子グランドや中央区内の小学校等への移動時
5・6年生	○徒歩又は自転車使用 (自転車保険に加入済み、ヘルメットを着用する)	○自転車使用(保護者の付添い無しも可) (自転車保険に加入済み、ヘルメットを着用する) ○保護者の送迎(自家用車)
1～4年生	○徒歩 ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・下落合小学校の学区外からの移動である ・自転車保険に加入済みである ・団員は必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が付添う (自転車使用希望者は事前申出)	○保護者の送迎(自家用車) ※次の条件を全て満たす場合は団員の自転車使用可とする ・遠征先に対して学区外から移動である ・自転車保険に加入済みである ・団員は必ずヘルメットを着用する ・必ず団員保護者が付添う ただし、4年生は自転車運転免許教室終了後、団員の自転車使用可とする(保護者の付添いで可) (自転車使用希望者は事前申出)
キッズ	○保護者の送迎 (徒歩又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車) (学区外居住者は自家用車使用も可)	○保護者の送迎 (自家用車又は団員保護者の自転車幼児用座席乗車)
留意事項	○自転車使用希望者の事前申出は、年度当初(又は入団時)及び変更に応じて随時、団員保護者から学年お世話係を通じて代表に報告する(代表がとりまとめの上、執行部で共有)。 ○自転車保険加入は義務であり、加入状況の確認は不要(事故発生時は団員保護者の責任)とする。 ○自転車幼児用座席に乗車させる場合は年齢制限(小学校就学前まで=6歳に達する日(誕生日の前日)の属する年度の3月31日まで)に注意すること。 ○団員の自転車使用で「団員保護者が付添う」とある場合は団員本人の保護者が付添うこととし、「保護者の付添い」とある場合は複数の団員に対し数名の保護者が車列の前後に付添うこととする。	

- ①自宅から下落合小学校間の移動は、原則として児童の通学路を通ってください。  
(下落合小学校児童以外の団員は、これに準じて決められた道を通ってください。)
- ②自転車は下落合小学校校門前で下車し、学校敷地内は手で押してください。
- ③団員、保護者、指導者の自転車・バイク駐輪場所等は中庭とし、奥から整然と停めてください。
- ④少年団活動終了後は、残って練習や遊んだりせず、速やかに寄り道をしないで帰宅してください。

## 3 自家用車の使用

- ①下落合小学校グラウンドで試合がある場合は、指導者、保護者は自家用車での来校をできるだけ避けてください(台数が多くなると奥の車が出られないことがあります。)  
※お世話係は他学年(ミニバス・野球等を含む)が下落合小学校グラウンドで試合を行う時は、担当チーム内に連絡をし、指導者、保護者が自家用車の使用を控えるよう周知してください。
- ②下落合小学校での試合時は、該当学年で駐車場誘導を行ってください。
- ③自家用車駐場所は、平日は2号舎裏又は昇降口前、土日祝日は2号舎裏としてください。  
※駐車不可場所…昇降口付近の黄色線内、路上。
- ④下落合小学校への自家用車での送迎や乗降の際は、道路渋滞の原因になるほか、他の利用者やご近所の迷惑になりますので、学校敷地内で行ってください。
- ⑤自家用車での移動は、台数制限を必ず守り、台数制限がない場合は、原則5台としてください。
- ⑥最終利用者は、下落合小学校正門の扉を閉めて帰ってください。

## 4 学校施設使用上の注意点

以前から注意喚起されていることですが、以下の件について下落合小学校校庭及び体育館開放運営委員会から指摘がありました。様々な団体が利用する施設です。ルールを守って活動いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ①校庭への出入りは正門を利用してください。東中学校側の南門やグラウンドフェンスの乗り越え、防球ネットの隙間からの出入りは絶対にしないでください。
- ③学校敷地内は全面禁煙です。門の外側で吸う場合は正門の正面を避け、吸い殻は必ず持ち帰ってください。
- ④学校敷地内に落ちているゴミに気が付いたら必ず拾って片付け、校内美化に努めてください。
- ⑤小石などは怪我に繋がるため、グラウンド内に落ちていた際にはグラウンド端などに除けてください。
- ⑥正門付近では、ドリブルやリフティングなど、ボールを使って練習をしたり遊んだりしてはいけません。  
グラウンド以外ではボール使用は禁止です。

以上